

優良木質建材等認証 規程類の改正について

優良木質建材等認証（AQ）では、平成30年11月1日付で規程類を改正いたしました。

1. 改正した規程類

- (1) 認証対象品目一覧
- (2) 優良木質建材等品質性能評価基準
- (3) 優良木質建材等認証審査要領
- (4) 優良木質建材等認証手数料規程

2. 主な改正内容

- (1) 新規品目「B-5 防腐・防蟻処理枠組壁工法構造用たて継ぎ材」の追加
- (2) 新規品目の設置に伴う諸項目を変更
- (3) 指定薬剤の追加

既存品目「C-3 防腐・防蟻処理構造用集成材-3」の指定薬剤として第四級アンモニウム化合物系薬剤（AAC-2）を追加

（担当：認証部 佐野）

認証対象品目一覧 改正案新旧対照表 (下線部分 は改正部分)

改正案					現行				
HW-A Q002-2018					HW-A Q002-2018				
認証対象品目一覧					認証対象品目一覧				
この一覧は、優良木質建材等認証規程 (HW-A Q001-2015) 第3条の規定に基づき、認証の対象とする品目を示すものである。					この一覧は、優良木質建材等認証規程 (HW-A Q001-2015) 第3条の規定に基づき、認証の対象とする品目を示すものである。				
分類	記号	対象品目名称	対象となる建材の範囲	認証区分	分類	記号	対象品目名称	対象となる建材の範囲	認証区分
A (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	A (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
B 防腐・防蟻 処理製材等	B-1	保存処理材	建築用製材に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施してある製品	防腐・防蟻性能 (1種、2種、3種)	B 防腐・防蟻 処理製材等	B-1	保存処理材	建築用製材に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施してある製品	防腐・防蟻性能 (1種、2種、3種)
	B-2	保存処理材-2	建築用製材に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法以外の方法により防腐・防蟻処理を施してある製品	防腐・防蟻性能 (1種、2種、3種)		B-2	保存処理材-2	建築用製材に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法以外の方法により防腐・防蟻処理を施してある製品	防腐・防蟻性能 (1種、2種、3種)
	B-3	屋外製品部材	屋外製品部材としての加工を施した丸太 (丸棒を含む。)・製材・押角に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施してある製品	防腐・防蟻性能 (1種、2種)		B-3	屋外製品部材	屋外製品部材としての加工を施した丸太 (丸棒を含む。)・製材・押角に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施してある製品	防腐・防蟻性能 (1種、2種)
	B-4	車両用木製防護 柵部材	車両用防護柵の横梁として加工を施した丸太 (丸棒を含む。)、製材等に、別途指定する薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施してある製品	防腐・防蟻性能 (1種)		B-4	車両用木製防護 柵部材	車両用防護柵の横梁として加工を施した丸太 (丸棒を含む。)、製材等に、別途指定する薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施してある製品	防腐・防蟻性能 (1種)
	<u>B-5</u>	<u>防腐・防蟻処理 枠組壁工法構造 用たて継ぎ材</u>	<u>枠組壁工法構造用たて継ぎ材 (完成品) に、品質性能評価基準に定める薬剤を用 いて防腐・防蟻処理を施した製品</u>	<u>防腐・防蟻性能 (2種)</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
C~X (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	C~X (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
制定	平成16年 6月15日	住木技発16第114号			制定	平成16年 6月15日	住木技発16第114号		
改正	平成16年11月 1日	住木技発16第227号			改正	平成16年11月 1日	住木技発16第227号		
改正	平成17年12月 1日	住木技発17第283号			改正	平成17年12月 1日	住木技発17第283号		
改正	平成19年 5月17日	住木技発19第146号			改正	平成19年 5月17日	住木技発19第146号		
改正	平成19年 6月11日	住木技発19第176号			改正	平成19年 6月11日	住木技発19第176号		
改正	平成21年 5月15日	住木技発21第294号			改正	平成21年 5月15日	住木技発21第294号		
改正	平成24年10月15日	住木認発24第111号			改正	平成24年10月15日	住木認発24第111号		

改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号
改正 平成26年 2月13日 住木認発26第 14号
改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号
改正 平成30年 6月25日 住木認発30第103号
改正 平成30年 8月23日 住木認発30第133号
改正 平成30年11月 1日 住木認発30第182号

改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号
改正 平成26年 2月13日 住木認発26第 14号
改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号
改正 平成30年 6月25日 住木認発30第103号
改正 平成30年 8月23日 住木認発30第133号

改正案	現行																				
<p>B-5 防腐・防蟻処理枠組壁工法構造用たて継ぎ材</p> <p>1. 対象となる建材の範囲</p> <p><u>枠組壁工法構造用たて継ぎ材（完成品）に、別途指定する薬剤を用いて防腐・防蟻処理を施した製品。</u> 使用する枠組壁工法構造用たて継ぎ材は、<u>JAS 認証品に限る。</u></p> <p>指定薬剤</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">有効成分</th> <th style="text-align: center;">AQ表示</th> <th style="text-align: center;">保存協会 認定番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アゾール・ピレスロイド化合物系</td> <td>シプロコナゾール、ピフェントリン</td> <td>CYBI</td> <td>A-5457</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。</p> <p>2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者</p> <p>① <u>品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（保存処理）（1名以上）</u></p> <p>② <u>木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上）</u></p> <p>③ <u>木材保存士（1名以上）</u></p> <p>④ <u>木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が枠組壁工法構造用たて継ぎ材の製造を行わない場合はこの限りではない。また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあっては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。</u></p> <p>3. 試験・検査項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">試験項目</th> <th style="text-align: center;">性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <u>防腐・防蟻処理試験</u></td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">2種</td> </tr> <tr> <td>2 <u>煮沸繰返し試験（3回の択一）</u></td> </tr> <tr> <td>3 <u>減圧加圧試験（2回の択一）</u></td> </tr> <tr> <td>4 <u>含水率試験</u></td> </tr> <tr> <td>5 <u>曲げ試験（たて継ぎ部）</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検査項目</th> <th style="text-align: center;">性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <u>寸法測定</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号	アゾール・ピレスロイド化合物系	シプロコナゾール、ピフェントリン	CYBI	A-5457	試験項目	性能区分	1 <u>防腐・防蟻処理試験</u>	2種	2 <u>煮沸繰返し試験（3回の択一）</u>	3 <u>減圧加圧試験（2回の択一）</u>	4 <u>含水率試験</u>	5 <u>曲げ試験（たて継ぎ部）</u>	検査項目	性能区分	1 <u>寸法測定</u>		<p>(新設)</p>
種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号																		
アゾール・ピレスロイド化合物系	シプロコナゾール、ピフェントリン	CYBI	A-5457																		
試験項目	性能区分																				
1 <u>防腐・防蟻処理試験</u>	2種																				
2 <u>煮沸繰返し試験（3回の択一）</u>																					
3 <u>減圧加圧試験（2回の択一）</u>																					
4 <u>含水率試験</u>																					
5 <u>曲げ試験（たて継ぎ部）</u>																					
検査項目	性能区分																				
1 <u>寸法測定</u>																					

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験									
試験の抽出	1 荷口から下表の左欄に掲げる防腐・防蟻を施した枠組壁工法構造用たて継ぎ材の本数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる本数の試料材を任意に抽出する。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材の本数</th> <th>試料の本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1,001 以上 2,000 以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2,001 以上 3,000 以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3,001 以上</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材の本数	試料の本数	1,000 以下	2	1,001 以上 2,000 以下	3	2,001 以上 3,000 以下	4	3,001 以上
荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材の本数	試料の本数									
1,000 以下	2									
1,001 以上 2,000 以下	3									
2,001 以上 3,000 以下	4									
3,001 以上	5									
試験片の作製	別に定める防腐・防蟻処理試験の試験方法による。									
試験方法	別に定める防腐・防蟻処理試験の試験方法による。									
判定基準	<p>1. 浸潤度 別に定める基準による (別表 1)。</p> <p>2. 吸収量 別に定める基準による (別表 2)。</p>									
備考	試験片はたて継ぎ部を含まないように採取する。									

別表 1 防腐・防蟻薬剤の浸潤度判定基準

種別	樹種区分	浸潤度
2 種	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上

別表 2 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	AQ表示	分析成分	吸収量 (kg/m ³)	
			2 種	3 種
アゾール・ピレスロイド化合物系	CYBI	ジプロザールとして	0.10 以上	—
		ビフェントリンとして	0.03 以上	—

試験項目	煮沸繰返し試験
試験の抽出	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の JAS に定める枠組壁工法構造用たて継ぎ材の試験試料の採取による。
試験片の作製	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の JAS に定める煮沸繰返し試験の試験片の作製による。
試験方法	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の JAS に定める煮沸繰返し試験の方法による。
判定基準	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の JAS に定める接着の程度の基準による。
備考	

試験項目	減圧加圧試験
試料の抽出	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材のJASに定める枠組壁工法構造用たて継ぎ材の試験試料の採取による。
試験片の作製	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材のJASに定める減圧加圧試験の試験片の作製による。
試験方法	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材のJASに定める減圧加圧試験の方法による。
判定基準	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材のJASに定める接着の程度の基準による。
備考	
試験項目	含水率試験
試料の抽出	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材のJASに定める枠組壁工法構造用たて継ぎ材の試験試料の採取による。
試験片の作製	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材のJASに定める含水率試験の試験片の作製による。
試験方法	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材のJASに定める含水率試験の方法による。
判定基準	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材のJASに定める含水率の基準による。
備考	
試験項目	曲げ試験（たて継ぎ部）
試料の抽出	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材のJASに定める枠組壁工法構造用たて継ぎ材の試験試料の採取による。
試験片の作製	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材のJASに定める曲げ試験（たて継ぎ部）の試験片の作製による。
試験方法	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材のJASに定める曲げ試験（たて継ぎ部）の方法による。
判定基準	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材のJASに定める曲げ強度性能の基準による。
備考	
検査項目	寸法測定
試料の抽出	含水率試験と同じ。
検査方法	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材のJASに定める寸法の測定方法による。
判定基準	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材のJASに定める枠

	組壁工法構造用たて継ぎ材の基準による。		
備考			

改正案				現行			
C-3 防腐・防蟻処理構造用集成材-3				C-3 防腐・防蟻処理構造用集成材-3			
1. 対象となる建材の範囲 構造用集成材（完成品）に、別途指定する薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した製品。使用する構造用集成材は、JAS 認定品に限る。				1. 対象となる建材の範囲 構造用集成材（完成品）に、別途指定する薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した製品。使用する構造用集成材は、JAS 認定品に限る。			
指定薬剤				指定薬剤			
種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号	種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号
第四級アンモニウム化合物系	DDAC	AAC-1	A-5056	第四級アンモニウム化合物系	DDAC	AAC-1	A-5056
			A-5216				A-5216
			A-5226				A-5226
	DMPAP	AAC-2	A-5373		(新設)	(新設)	(新設)
ほう素・第四級アンモニウム化合物系	DDAC、ほう酸	BAAC	A-5265	ほう素・第四級アンモニウム化合物系	DDAC、ほう酸	BAAC	A-5265
第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	DMPAP、シプロコナゾール	SAAC	A-5369	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	DMPAP、シプロコナゾール	SAAC	A-5369
アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDAC、シプロコナゾール、イタクトプロリド	AZNA	A-5325	アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDAC、シプロコナゾール、イタクトプロリド	AZNA	A-5325
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	F-69、エトフェンプロックス	AZE-2	A-5421	アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	F-69、エトフェンプロックス	AZE-2	A-5421
ナフテン酸金属塩系	ナフテン酸亜鉛	NZN-0	B-5002	ナフテン酸金属塩系	ナフテン酸亜鉛	NZN-0	B-5002
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	シプロコナゾール、イタクトプロリド	AZN	A-5344	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	シプロコナゾール、イタクトプロリド	AZN	A-5344
			A-5464				A-5464
アゾール・ピレスロイド化合物系	ヘキサコナゾール、ヒフェントリン	AZBI	A-5426	アゾール・ピレスロイド化合物系	ヘキサコナゾール、ヒフェントリン	AZBI	A-5426
注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。				注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。			
2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者 ① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上） ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上） ③ 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。 ④ 木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が集成材の製造を行わない場合はこの限りではない。また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあっては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。				2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者 ① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上） ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上） ③ 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。 ④ 木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が集成材の製造を行わない場合はこの限りではない。また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあっては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。			
3. 試験・検査項目				3. 試験・検査項目			
試験項目		性能区分		試験項目		性能区分	
1 防腐・防蟻処理試験		2種及び3種		1 防腐・防蟻処理試験		2種及び3種	
2 浸せきはく離試験（3と対で行う）				2 浸せきはく離試験（3と対で行う）			
3 煮沸はく離試験（2と対で行う）				3 煮沸はく離試験（2と対で行う）			
4 減圧加圧はく離試験（2及び3との択一）				4 減圧加圧はく離試験（2及び3との択一）			
5 ブロックせん断試験				5 ブロックせん断試験			
6 曲げ試験				6 曲げ試験			
7 含水率試験				7 含水率試験			

検査項目		性能区分
1 寸法測定		
4. 試験・検査の方法及び判定基準		
試験項目	防腐・防蟻処理試験	
試験片の作製	1 荷口から下表の左欄に掲げる防腐・防蟻を施した構造用集成材の本数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる本数の試料材を任意に抽出する。 試験片は、各試料材の長さの中央付近において、試料材厚さ及び幅をそのままとし、長さ 5cm 以上の試験片を 1 片ずつ作製する。	
	試験荷口の大きさ	試料数
	1,000 以下	2
	1,001 以上 2,000 以下	3
	2,001 以上 3,000 以下	4
3,001 以上 4,000 以下	5	
試験方法	別に定める防腐・防蟻試験の試験方法による。	
判定基準	1. 浸潤度 別に定める基準による（別表 1）。 2. 吸収量 別に定める基準による（別表 2）。	
備考		

別表 1 防腐・防蟻薬剤の浸潤度判定基準

種別	樹種区分	浸潤度
2 種	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上
3 種	耐久性 D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 20%以上
	耐久性 D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上

心材の耐久性区分

心材の 耐久性区分	樹種	
	針葉樹	広葉樹
D ₁	ヒノキ、ヒバ、スギ、カラマツ、ベイヒ、ベイスギ、ベイヒバ、ベイマツ、ダフリカカラマツ及びサイプレスパイン	ケヤキ、クリ、クヌギ、ミズナラ、カブール、セランガンバツ、アピトン、ケンパス、ボンゴシ、イペ及びジャラ
D ₂	D ₁ の樹種以外のもの	

検査項目		性能区分
1 寸法測定		
4. 試験・検査の方法及び判定基準		
試験項目	防腐・防蟻処理試験	
試験片の作製	1 荷口から下表の左欄に掲げる防腐・防蟻を施した構造用集成材の本数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる本数の試料材を任意に抽出する。 試験片は、各試料材の長さの中央付近において、試料材厚さ及び幅をそのままとし、長さ 5cm 以上の試験片を 1 片ずつ作製する。	
	試験荷口の大きさ	試料数
	1,000 以下	2
	1,001 以上 2,000 以下	3
	2,001 以上 3,000 以下	4
3,001 以上 4,000 以下	5	
試験方法	別に定める防腐・防蟻試験の試験方法による。	
判定基準	1. 浸潤度 別に定める基準による（別表 1）。 3. 吸収量 別に定める基準による（別表 2）。	
備考		

別表 1 防腐・防蟻薬剤の浸潤度判定基準

種別	樹種区分	浸潤度
2 種	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上
3 種	耐久性 D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 20%以上
	耐久性 D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上

心材の耐久性区分

心材の 耐久性区分	樹種	
	針葉樹	広葉樹
D ₁	ヒノキ、ヒバ、スギ、カラマツ、ベイヒ、ベイスギ、ベイヒバ、ベイマツ、ダフリカカラマツ及びサイプレスパイン	ケヤキ、クリ、クヌギ、ミズナラ、カブール、セランガンバツ、アピトン、ケンパス、ボンゴシ、イペ及びジャラ
D ₂	D ₁ の樹種以外のもの	

別表2 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	AQ表示	分析成分	吸収量 (kg/m ³)		
			2種	3種	
第四級アンモニウム化合物系	AAC-1	DDACとして	4.5以上	2.3以上	
	AAC-2	DMPAPとして	4.5以上	二	
ほう素・第四級アンモニウム化合物系	BAAC	DDAC・ほう酸として	3.2以上	1.6以上	
第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	SAAC	DMPAP・シフルフェンとして	2.5以上	1.3以上	
アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	AZNA	DDAC・テアコザール・イミダクロプリドとして	2.4以上	1.2以上	
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	AZE-2	F-69として	0.12以上	0.06以上	
		エトフェンプロックスとして	0.06以上	0.03以上	
ナフテン酸金属塩系	ナフテン酸亜鉛	NZN-0	亜鉛として	1.6以上	0.8以上
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	AZN	シプロコザール・イミダクロプリドとして	0.15以上	0.08以上	
アゾール・ピレスロイド化合物系	AZBI	ヘキサコザールとして	0.11以上	0.09以上	
		ビフェントリンとして	0.02以上	0.01以上	

試験項目	浸せきはく離試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定める浸せきはく離試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定める浸せきはく離試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める接着の程度の基準による。
備考	煮沸はく離試験と対で行う。 試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

試験項目	煮沸はく離試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定める煮沸はく離試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定める煮沸はく離試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める接着の程度の基準による。
備考	浸せきはく離試験と対で行う。 試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

別表2 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	AQ表示	分析成分	吸収量 (kg/m ³)		
			2種	3種	
第四級アンモニウム化合物系	AAC-1	DDACとして	4.5以上	2.3以上	
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
ほう素・第四級アンモニウム化合物系	BAAC	DDAC・ほう酸として	3.2以上	1.6以上	
第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	SAAC	DMPAP・シフルフェンとして	2.5以上	1.3以上	
アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	AZNA	DDAC・テアコザール・イミダクロプリドとして	2.4以上	1.2以上	
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	AZE-2	F-69として	0.12以上	0.06以上	
		エトフェンプロックスとして	0.06以上	0.03以上	
ナフテン酸金属塩系	ナフテン酸亜鉛	NZN-0	亜鉛として	1.6以上	0.8以上
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	AZN	シプロコザール・イミダクロプリドとして	0.15以上	0.08以上	
アゾール・ピレスロイド化合物系	AZBI	ヘキサコザールとして	0.11以上	0.09以上	
		ビフェントリンとして	0.02以上	0.01以上	

試験項目	浸せきはく離試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定める浸せきはく離試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定める浸せきはく離試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める接着の程度の基準による。
備考	煮沸はく離試験と対で行う。 試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

試験項目	煮沸はく離試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定める煮沸はく離試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定める煮沸はく離試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める接着の程度の基準による。
備考	浸せきはく離試験と対で行う。 試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

試験項目	減圧加圧はく離試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定める減圧加圧はく離試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定める減圧加圧はく離試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める接着の程度の基準による。
備考	浸せきはく離試験及び煮沸はく離試験との択一で行う。 試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

試験項目	ブロックせん断試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定めるブロックせん断試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定めるブロックせん断試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める接着の程度の基準による。
備考	試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

試験項目	曲げ試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定める曲げ試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定める曲げ試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める曲げ性能の基準による。
備考	試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

試験項目	含水率試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定める含水率試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定める含水率試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める含水率の基準による。
備考	試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

検査項目	寸法測定	
試料の抽出	1 荷口から下表の左欄に掲げる構造用集成材の本数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる本数の試料材を任意に抽出する。	
	試験荷口の大きさ	試料数
	1,000 以下	2
	1,001 以上 2,000 以下	3
	2,001 以上 3,000 以下	4
3,001 以上 4,000 以下	5	
検査方法	鋼製巻尺、ノギスにより測定する。	

試験項目	減圧加圧はく離試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定める減圧加圧はく離試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定める減圧加圧はく離試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める接着の程度の基準による。
備考	浸せきはく離試験及び煮沸はく離試験との択一で行う。 試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

試験項目	ブロックせん断試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定めるブロックせん断試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定めるブロックせん断試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める接着の程度の基準による。
備考	試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

試験項目	曲げ試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定める曲げ試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定める曲げ試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める曲げ性能の基準による。
備考	試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

試験項目	含水率試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定める含水率試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定める含水率試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める含水率の基準による。
備考	試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

検査項目	寸法測定	
試料の抽出	1 荷口から下表の左欄に掲げる構造用集成材の本数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる本数の試料材を任意に抽出する。	
	試験荷口の大きさ	試料数
	1,000 以下	2
	1,001 以上 2,000 以下	3
	2,001 以上 3,000 以下	4
3,001 以上 4,000 以下	5	
検査方法	鋼製巻尺、ノギスにより測定する。	

	短辺及び長辺：材長のおおむね中央部を1箇所測定する。 材長：短辺又は長辺の中央部付近の長さ方向を1箇所測定する。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める寸法の基準による。
備考	

	短辺及び長辺：材長のおおむね中央部を1箇所測定する。 材長：短辺又は長辺の中央部付近の長さ方向を1箇所測定する。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める寸法の基準による。
備考	

優良木質建材等認証審査要領 改正案新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正案				現行			
HW-A Q007-2018				HW-A Q007-2018			
優良木質建材等認証審査要領				優良木質建材等認証審査要領			
1	趣旨			1	趣旨		
	(略)				(略)		
2	本要領の基本的活用方針			2	本要領の基本的活用方針		
	(略)				(略)		
3	審査の観点			3	審査の観点		
	(略)				(略)		
4	審査の手順			4	審査の手順		
	(略)				(略)		
5	製品の品質に関する審査			5	製品の品質に関する審査		
	(略)				(略)		
6	生産体制の品質に関する審査			6	生産体制の品質に関する審査		
	(略)				(略)		
7	供給体制の品質に関する審査			7	供給体制の品質に関する審査		
	(略)				(略)		
8	工場実地調査			8	工場実地調査		
	(略)				(略)		
9	審査報告書			9	審査報告書		
	(略)				(略)		
制定	平成16年 6月15日	住木技発16第114号		制定	平成16年 6月15日	住木技発16第114号	
改正	平成16年11月 1日	住木技発16第227号		改正	平成16年11月 1日	住木技発16第227号	
改正	平成17年12月 1日	住木技発17第283号		改正	平成17年12月 1日	住木技発17第283号	
改正	平成19年 5月17日	住木技発19第146号		改正	平成19年 5月17日	住木技発19第146号	
改正	平成19年 6月11日	住木技発19第176号		改正	平成19年 6月11日	住木技発19第176号	
改正	平成24年 4月20日	住木認発24第 42号		改正	平成24年 4月20日	住木認発24第 42号	
改正	平成24年10月15日	住木認発24第111号		改正	平成24年10月15日	住木認発24第111号	
改正	平成25年 4月16日	住木認発25第 38号		改正	平成25年 4月16日	住木認発25第 38号	
改正	平成26年 2月28日	住木認発26第 14号		改正	平成26年 2月28日	住木認発26第 14号	
改正	平成27年 6月 4日	住木認発27第 83号		改正	平成27年 6月 4日	住木認発27第 83号	
改正	平成30年 6月25日	住木認発30第103号		改正	平成30年 6月25日	住木認発30第103号	
改正	平成30年 8月23日	住木認発30第133号		改正	平成30年 8月23日	住木認発30第133号	
改正	平成30年11月 1日	住木認発30第182号		改正	平成30年 8月23日	住木認発30第133号	

別表1 責任者、有資格者配置

記号	対象品目名称	責任者、有資格者配置
A-1～ B-4(略)	(略)	(略)
B-5	防腐・防蟻処理枠組壁工法構造用たて継ぎ材	① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者(保存処理) (1名以上) ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修(住木センター主催)合格修了者(1名以上) ③ 木材保存士(1名以上) ④ 木材接着士(1名以上)ただし、認証取得者が枠組壁工法構造用たて継ぎ材の製造を行わない場合はこの限りではない。また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあつては、定期的(1回/月)に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。
C-1～ X-1(略)	(略)	(略)

別表1 責任者、有資格者配置

記号	対象品目名称	責任者、有資格者配置
A-1～ B-4(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
C-1～ X-1(略)	(略)	(略)

優良木質建材等認証手数料規程 改正案新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正案	現行
HW-A Q008-2018	HW-A Q008-2018
優良木質建材等認証手数料規程	優良木質建材等認証手数料規程
1 趣旨 (略)	1 趣旨 (略)
2 用語の定義 (略)	2 用語の定義 (略)
3 新規及び更新手数料 (略)	3 新規及び更新手数料 (略)
4 変更手数料 (略)	4 変更手数料 (略)
5 認証書の再交付料 (略)	5 認証書の再交付料 (略)
6 工場実地調査のために当該工場へ赴く旅費の扱い (略)	6 工場実地調査のために当該工場へ赴く旅費の扱い (略)
7 認証対象品目並びに品質性能評価基準の事前申請手数料 (略)	7 認証対象品目並びに品質性能評価基準の事前申請手数料 (略)
(付則) (略)	(付則) (略)
制定 平成 9年 6月10日 住木技発 9第 75号	制定 平成 9年 6月10日 住木技発 9第 75号
改正 平成14年10月 7日 住木技発14第202号	改正 平成14年10月 7日 住木技発14第202号
改正 平成16年 6月15日 住木技発16第114号	改正 平成16年 6月15日 住木技発16第114号
改正 平成16年11月 1日 住木技発16第227号	改正 平成16年11月 1日 住木技発16第227号
改正 平成17年12月 1日 住木技発17第293号	改正 平成17年12月 1日 住木技発17第293号
改正 平成18年 6月27日 住木技発18第105号	改正 平成18年 6月27日 住木技発18第105号
改正 平成18年11月21日 住木技発18第303号	改正 平成18年11月21日 住木技発18第303号
改正 平成19年 5月17日 住木技発19第146号	改正 平成19年 5月17日 住木技発19第146号
改正 平成19年 6月11日 住木技発19第176号	改正 平成19年 6月11日 住木技発19第176号
改正 平成21年 5月15日 住木技発21第294号	改正 平成21年 5月15日 住木技発21第294号
改正 平成21年12月14日 住木技発21第537号	改正 平成21年12月14日 住木技発21第537号
改正 平成24年10月15日 住木認発24第111号	改正 平成24年10月15日 住木認発24第111号
改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号	改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号
改正 平成26年 2月28日 住木認発26第 14号	改正 平成26年 2月28日 住木認発26第 14号
改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号	改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号
改正 平成30年 6月25日 住木認発30第103号	改正 平成30年 6月25日 住木認発30第103号

改正 平成30年 8月23日 住木認発30第133号
 改正 平成30年11月 1日 住木認発30第182号

別表1 認証手数料 (税別)

記号	対象品目名称	仕様	新規手数料	更新手数料
A-1～ B-4(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
B-5	防腐・防蟻処理枠組壁工法構造 用たて継ぎ材		599,400 円	549,400 円
C-1～ X-1(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

1～5 (略)

別表2 変更手数料 (税別)
(略)

改正 平成30年 8月23日 住木認発30第133号

別表1 認証手数料 (税別)

記号	対象品目名称	仕様	新規手数料	更新手数料
A-1～ P-1(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
C-1～ X-1(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

1～5 (略)

別表2 変更手数料 (税別)
(略)